

監査公表第 590 号

定期監査（工事）の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会委員長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 20 年 9 月 11 日

|         |        |
|---------|--------|
| 京都市監査委員 | 高橋 泰一朗 |
| 同       | 井上 教子  |
| 同       | 不室 嘉和  |
| 同       | 出口 康雄  |

平成 19 年度定期監査（工事）（平成 19 年 11 月 8 日監査公表第 568 号）

（環境局－1）

| 監 査 の 結 果  |
|--|
| <p>火災保険等の加入について</p> <p>工事目的物及び工事材料等を対象とした火災保険その他の保険（以下「火災保険等」という。）への加入については、工事請負契約書にその条項があり、適切な施工管理を行ううえで必要なものであるが、設計図書に火災保険等についての定めがなかったため、請負者が保険契約を締結したときの証券の写し等が提出されていなかった。</p> <p>事故等に備え、火災保険等への加入とその写しの提出の義務付けを設計図書に定めることにより、適切な施工管理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（設備工事共通）</p> |

| 講 じ た 措 置  |
|--|
| <p>火災保険等への加入については、請負者の工事目的物を対象とする組立保険及び請負者賠償責任保険等への加入とその証券の写しの提出の義務付けを仕様書に明記するよう改め、平成 19 年 11 月 30 日、施設整備課内において、改正仕様書の周知を行い、平成 19 年 12 月 17 日契約の工事発注分からその仕様書を適用した。</p> |

監 査 の 結 果

予定価格及び契約方法について

京都市契約事務規則によれば、随意契約により契約を締結しようとするときは、予定価格を定めることとされているが、予定価格を定めずに、1者の見積金額で契約を締結していた。

また、契約方法についても、委託する業務に修繕など工事の要素が含まれているにもかかわらず一括して「保守管理委託」で随意契約されていた。

契約に際しては、予定価格を定めて契約するよう改められたい。また、修繕など工事の要素の割合の高いものについては、業務委託と工事を分離して発注するなど、契約方法の見直しについても検討されたい。

(生活環境事務所し尿投入調整設備保守管理委託ほか)

講 じ た 措 置

随意契約の予定価格の設定については、平成20年度契約分から、業者の見積書や積算資料等を参考として、予定価格の算定を行い、適切な契約を行うよう改めた。

また、業務委託と工事の分離発注については、平成20年度契約分から、工事の要素の割合の高い内容を除いた仕様書により業務委託の契約を行い、取替え、修繕工事等は、工事請負契約として契約担当課に平成20年度発注予定の依頼を行った。

## 監 査 の 結 果

積算において適用している基準の見直しについて

各クリーンセンター等の維持管理業務委託における積算において適用されている基準によれば、業者の見積価格に対する掛率は、市場実勢や過去の実績等に応じたものを採用することと定められているが、積算の基となる掛率については5年間見直しがされていない。

また、工事においては、処分費に係る経費は計上しないこととされているが、維持管理業務委託における、機器の取替及び整備において発生する廃棄物の処分費については、その基準に明記されていないため、処分費に係る経費が計上されていた。

今後、市場実勢価格の調査を行い、掛率の見直しを行うこと及び処分費の取扱いについて、基準への追加記載を検討されたい。

(各クリーンセンター等維持管理業務委託共通)

## 講 じ た 措 置

各クリーンセンター等維持管理業務委託における積算において適用されている基準については、「クリーンセンター等保守管理委託積算要領」において、廃棄物の処分費に係る経費の取扱いについても明記する等の見直し及び改正を行い、平成20年度委託契約分から適用した。

また、業者の見積価格に対する掛率については、過去の実績や市場実勢等に応じた積算関連資料を準用し、施設整備課内で決定したものを平成20年度から適用することとした。

監 査 の 結 果

物品検査員が行う検査について

調査委託等の委託業務の検査については、検収事務取扱要綱によれば、物品検査員が検査を行うこととされており、物品検査員は京都市物品会計規則の規定に基づき各課等で定められている。

しかしながら、定められた物品検査員が検査を行わず、物品検査員と異なる者が支出命令書の検収欄に押印していた。

要綱に基づく適切な検査を実施されたい。

(総合点検調査委託ほか)

講 じ た 措 置

調査委託等の委託業務の検査については、京都市物品会計規則に規定されている各課の物品検査員が検査を行い、検収事務取扱要綱に基づく適正な検査を実施し、支出命令書の検収欄に押印することを平成20年1月から実施した。

監 査 の 結 果

建物管理に係る契約等の締結及び経費支出について  
複合施設の一部に含まれる学校施設における設備の点検業務等について、委託契約又は協定等を締結することのないままに、当該建物管理に係る経費の支出を行っていた。  
複合施設にふさわしい契約方法を検討し、適切な事務処理をされたい。  
(建物管理業務 (京都市立堀川高等学校本能学舎))

講 じ た 措 置

建物管理に係る契約等の締結については、複合施設の設備の点検業務等を行っている委託業者と直接契約することとし、契約に必要な仕様書を作成し、随意契約により平成20年4月1日に年間委託契約を締結した。

(監査事務局第一課)